

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 午前 9 時 25 分 ~ 午前 10 時 25 分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出 席 者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信 竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労側委員 (3名)	喜納浩信 下町和三 新内親典 (敬称略)
	使側委員 (3名)	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	田之上労働基準部長 上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 鹿児島県最低賃金の改正審議について 3 その他 	
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 平成 30 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 3 鹿児島県金融経済概況 4 県内景況 5 平成 30 年春季賃上げ要求・妥結状況 6 新規学校卒業者の初任給情報 7 第 2 回目安に関する小委員会配付資料 8 第 2 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 9 最低賃金額と生活保護費の比較 (平成 30 年度) 	

上ノ原賃金室長

それでは、予定の時間よりも若干早いですが、全員お揃いですので、始めさせていただきたいと思えます。その前にお知らせをさせていただきます。

お手元に、追加で、資料を配りしております。昨日、本省の方で開催されました目安に関する小委員会の 4 回目の委員会が行われたということにして、その際に、配付されました資料ですが、高卒初任給と最低賃金の比較にかかる追加資料と先の西日本豪雨に係る最新の状況ということの資料と昨日、目安小委員会で報告がまとめられたということでしたので、目安小委員会報告というものをお手元にお配りしております。その際に、本省の賃金課長の方から、平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について、ということで、コメントというか、発表されておりました、それを読み上げさせていただいて、ご紹介させていただきます。目安に関する小委員会における報告書について、24 日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、今年度の引き上げの目安額が全国加重平均で 26 円、引上げ率に換算して、3.1%という結果で取りまとめられた。昨年度の引き上げの目安額は全国加重平均で 25 円、引上げ率で 3.0%、今年度は、最低賃金額が時給のみで示されるように

なった平成 14 年以降最大の目安額になっている。ランク別では、A ランク 27 円、B ランク 26 円、C ランク 25 円、D ランク 23 円とされ、全ランクで昨年を目安額を超える高い水準となっている、というようなことで寄せられております。7 月 26 日に開催が予定されている中央最低賃金審議会で 6 月 26 日の諮問に対する答申として、正式に目安額として決定される予定ですということで、一応コメントが発表されておりますので、御紹介させていただきます。

それでは、始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日は第 1 回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され、議事が開会されるまでの間、慣例によりまして、私が司会を務めさせていただきます。それでは、第 1 回の専門部会ですので、田之上労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

田之上労働基準部長

基準部長の田之上です。本日は、本当にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、鹿児島県最低賃金専門部会の委員にご就任いただき、厚く御礼申し上げます。

また、本日、お手元に、県最賃専門部会委員の辞令を置かせていただいたところでございますが、本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

ところで、県最賃の改正につきましては、7 月 4 日に開催されました第 1 回本審におきまして、局長より諮問をさせていただきました。先ほど、説明もありましたが、中央の状況でございますが、中央最低賃金審議会におきましては、明日、7 月 26 日に中賃の目安に関する小委員会での報告が取りまとめられ、7 月 27 日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対しまして答申がなされる予定であるとのことでございます。答申の内容につきましては、改めまして、今月 30 日に開催予定の第 2 回本審におきまして、委員の皆様には伝達させていただくこととしておりますが、委員の皆様には、中賃で示される目安額等の考え方を参考にいただきながら、鹿児島県の置かれている状況も踏まえ、九州・沖縄ブロックの動向等も参考にしながら、建設的なご審議を賜りますようお願い申し上げます。今年も大変暑い時期の最中に、ご議論をいただくことになり、大変ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

上ノ原賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

これから、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する同法第 24 条第 2 項の規定により部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する、となっておりますので、慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

上ノ原賃金室長

ありがとうございます。それではお決まりでしたら、公益委員の方から発表していただきたいと思

石塚部会長

どうもありがとうございます。本専門部会は有効に成立しているということでございますので、これから審議を開始したいと思います。審議を始める前に事務局から確認事項があるということです。その件について、説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

7月4日に開催された第1回本審の後に、最賃法第25条第5項による意見聴取の申し出についての公示を行っていましたが、これに対して7月11日に鹿児島県労働組合総連合(県労連)から意見の申し出がありました。申し出については、本日、参考資料として配付させていただいております。ご確認ください。

この申し出の内容は、例年どおり専門部会の公開を求めること、意見陳述の機会を与えて欲しいとのことです。

この申し出のうち、意見陳述の取り扱いについては、第2回本審で審議していただくこととして、専門部会の公開の取り扱いについては、本日の第1回専門部会以降の審議の公開・非公開については、鹿児島県最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条により非公開とするという取扱いでどうかというご提案でございます。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から、県労連から申し出のあった事項、皆様のお手元の参考資料にあります。その中で、専門部会の公開について、本日の第1回専門部会以降の専門部会の審議については、運営規定どおり非公開としてはどうかのことですが、この取扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

ありがとうございます。それでは、本日の第1回専門部会以降の専門部会は非公開したいと思います。

それでは、これから審議を開始いたします。1番目の議題は、第2回目安に関する小委員会配布資料についてです。このことにつきまして、事務局から説明をお願いします。

田代室長補佐

それでは、私の方から、資料7、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で使用された資料の内、生活保護との比較及び中小企業等に対する支援施策に関する資料を除いて、資料7の内、7の 、7の から について、簡単に説明させていただきます。

資料7の は、平成30年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査の内、賃金改定状況調査の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますが、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したことになります。調査は、全国で約4,000の事業所を対象にし、当県の割当分は65事業所で、県庁所在地の鹿児島市、人口5万人未満の市の南さつま市、枕崎市、志布志市の

4市の事業所を対象に実施しております。

調査結果の中身でございますが、資料7の を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。第1表で賃金改定実施状況別事業所割合、第2表で、事業所の平均賃金改定率、第3表で事業所の賃金引上げ率の分布の特性値を、第4表で一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を、それぞれ取りまとめております。

資料7の は、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる最低賃金に関する基礎調査結果を、1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、29年度は、Dランクの加重平均が未満率1.4%、影響率10.3%に対して、鹿児島県は未満率3.1%、影響率14.2%となっております。3枚目は賃金構造基本統計調査結果をもとに、県別にまとめられており、鹿児島県は未満率1.8%、影響率6.5%となっております。

資料7の は、平成29年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですが、1ページからが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフ、14ページからが、一般労働者のみ、27ページ7からが短時間労働者のみのグラフになっています。

資料7の には、最新の経済指標の動向がまとめられております。

資料8は、第2回目安に関する小委員会で、委員から追加の提出が求められたもので、第3回目安に関する小委員会で提供された資料でございます。

簡単ではございますが、以上で中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会配布資料につきましての説明を終わらせていただきます。

石塚部会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から目安に関する小委員会配布資料について説明がございましたけれど、これにつきまして、皆さんから何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

石塚部会長

結構、色々なデータがありますので、今すぐは、なかなか難しいかもしれませんが、こういったことも参考にしながら、色々考える基準にしていいただければと思います。

よろしいですか。これについて、また何かございましたら、後ほどでも出していただけたらと思います。それでは、残りの資料につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、生活保護費と最低賃金の比較について説明いたします。

予めお断りしておきます。本年の最低賃金と生活保護の比較では、生活保護のデータは平成28年度のデータを用いていますが、平成28年度の住宅扶助費実績値については、平成28年度被保護者調査年次調査個別調査が未公表のため、平成27年度の実績値を用いて計算を行っております。

平成28年被保護者調査年次調査個別調査が公表され、平成28年度の住宅扶助費実績値が判明した際には、各都道府県の最低賃金額と生活保護費を比較したデータを改めて計算して、皆様にお示しすることとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、生活扶助基準の元となるデータについても、改正されていないことから、本年度のデータ自体は結果的に昨年度と同じものになっております。

最初に資料9の最低賃金額と生活保護費の比較平成30年度ですが、これは、昨年度から本省が一括して作成しているものであり、この表の鹿児島県の数字は、先ほどお話ししたように、昨年度説明させていただいた数字と同じになっております。

鹿児島県の生活保護費が88,041円、平成28年度の最低賃金額715円に基づいて算出した賃金の手取額102,396円、平成29年度の最低賃金額737円に基づいて算出した賃金の手取額105,547円となっており、どの年度の最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っているという状況にあります。

それでは、資料9の2枚目の生活保護と最低賃金との比較について平成30年度により説明してまいります。

3枚目の左上にローマ数字の の前提と書いてあるところですが、最低賃金と生活保護費との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身者で、生活保護基準では12歳から19歳の単身世帯を用いて比較をしていくこととなります。

表の1段目にある生活扶助基準額等の下にある表の左上に、第1類費及び第2類費合算基準額とありますが、第1類費というのは、食費等の個人単位に消費する生活費に係る扶助となります。また、第2類費基準額は、光熱水費などにかかる扶助で、第1類費と違って世帯全体の単位で支給されるものとなりますが、この表の級地別の下に金額はこの第1類費と第2類費を合算した一人世帯の月額となります。

次に表の2段目ですが、第2類費には、暖房費などの冬季加算がございまして、11月から3月までの5か月間支給されるものです。資料の最後のページになりますが、3番目の表の冬期加算地区区分を見ていただきたいと思いますが、当県は、最も支給額の低い6区のその他に該当しております。

2枚目の生活保護と最低賃金との比較について、に戻っていただいて、表の3段目の期末一時扶助費ですが、これは先ほど申し上げたように12月期に1回のみ支払われるもので、最後のページの1番下の表に記載されている金額が支払われております。

表の4段目の住宅扶助実績値は、27年度に、一人世帯に実際に支払われた平均の実績値でございます。

次に、県内級地別人口でございますが、これは資料の4枚目にありますように、平成27年国勢調査の数値を基に、平成26年10月31日現在の市町村合併状況及び級地区分に引きなおして集計をしたものです。

続きまして、生活保護費の具体的な計算方法を説明いたします。

2枚目の生活保護と最低賃金との比較について、に戻っていただいて、ローマ数字の の生活保護と書いてあるところをご覧ください。

その下に、1の人口加重平均と書いてありまして、(1)が生活扶助基準となっております。

先ず、 の第1類費及び第2類費の合算基準額の算出方法ですが、当県内の市町が該当します級地別ごとに、第1類費及び第2類費合算基準額に級地別人口を掛けまして、それぞれ足し合わせた金額を総人口で割りますと、加重平均の第1類費と第2類費の合算基準額が算出されます。これが、水色の枠のところになりますが、68,712円ということになります。

次に、 の第2類費の冬季加算ですが、冬季加算は11月から3月までの5か月分の支給額になり

ますので、5か月分の支給額を12か月で割り、1か月あたりの平均額を算出することになります。支給額は県内同一です。この計算方法で月平均額を算出した後、と同様に加重平均した金額が、1か月平均の冬季加算額で1,075円となります。

の期末一時扶助費は年1回の支給ですので、1か月あたりの平均額を計算し、加重平均した金額が水色の枠の978円となります。

以上の から をすべて足した金額が「生活扶助基準額」になりまして、一番下の茶色の枠のところですが、70,765円となります。

それでは、次のページをお開き下さい。

(2)の住宅扶助の住宅扶助実績値の計算ですが、一人世帯の鹿児島市と鹿児島市以外の鹿児島県の単身被保護者世帯に分けて計算をいたします。

住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数をそれぞれ掛けて、足し合わせた数値を単身被保護者世帯の総数で割りまして、一世帯あたりの実績値を算出いたします。この計算で算出されました金額が緑色の枠の17,276円となります。なお、住宅扶助の算出については、右側のカッコ内の米印2にあるとおり、単身非保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれております。

次に、(3)ですが、前のページで算出しました生活扶助基準額70,765円と住宅扶助実績値17,276円を合計しました1か月の生活保護費で、青枠のところですが、88,041円となります。この数字は、1枚目の本省が算定した金額と一致しております。

続きまして、ローマ数字の の最低賃金との比較のところですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、平成27年から平成29年の最低賃金額に基づき計算した表が、1の最低賃金額と書いてある表になります。

当県の平成27年の最低賃金は694円で、1か月の労働時間は173.8時間としております。この1か月の労働時間につきましては、表の枠外に計算方法が記載してあります。

この労働時間数173.8時間に最低賃金額694円を掛けたものが、この表の1か月の収入ということになりまして、最低賃金額から算出した場合の1か月の賃金額は120,617円ということになります。ただ、この金額は総支給額ですので、この金額から税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1か月の総収入から所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を控除した、いわゆる、手取り額を算出するための係数が、枠外に記載してありますが、これが今年度は月173.8時間働いた場合の係数で、0.824となっております。

この係数は全国一律に使うことになっておりますので、先ほどの1か月の収入額120,617円にこの係数0.824を掛けますと99,389円となり、これが手取り額ということになります。

以上の計算により算出した1か月の手取り額と生活保護の88,041円を比較しますと、2の 最低賃金額との比較の表に記載してありますとおり、最低賃金額が最も低い、平成27年の場合ですと、1か月11,348円、1時間あたり79円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いということになります。以上が当県の現状でございます。

続きまして、青色のインデックスで資料番号7の の賃金引上げ及び働き方改革に向けた支援策について、を説明させていただきます。

資料には働き方改革に係る支援策も含まれておりますが、ここでは、最低賃金引き上げに係る資料について説明させていただきます。

最初に最低賃金引き上げに向けた生産性向上支援策、業務改善助成金について、説明させていた

だきます。

業務改善助成金については、制度そのものについては、昨年度も説明させていただいておりますが、この制度は、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給。1,000 円未満に限る。）を 30 円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成するもので、賃金引き上げを行う労働者数に応じ、助成上限額を上乗せすることとなっております。

助成対象となる措置の例として、設備投資、コンサルティング、その他としていくつかが示されております。助成内容については、昨年度から改正されております。引き上げ額については、30 円以上から 120 円以上と 5 つに分かれていたものが、30 円以上と 40 円以上となり、引き上げる労働者数に応じて、助成の上限額が定められ、その助成上限額が引き上げられております。さらに、助成対象事業場も全国に拡充されております。

業務改善助成金の実績・効果については、平成 28 年度からの実績が示されており、申請受付件数は、平成 28 年度の 592 件から平成 29 年度は、901 件と 52%増加しています。

当局の実績については、平成 28 年度は 2 件、平成 29 年度の申請件数は 11 件となっております。色々な形で、事業場への周知活動は行っておりますが、なかなか申請までには至っていないという状況にあります。効果については、記載されているとおりです。

次に、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業についてですが、 と は、働き方改革に関するものですので、説明は省略させていただいて、ここでは について、説明させていただきます。

昨年度までは、最低賃金総合相談支援センターが設置され、中小企業・小規模事業者に対して、賃金引き上げのための経営・労務管理等に関する相談等を専門家を通して行ってきたところですが、これが働き方改革推進支援センターに改称され、人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談や賃金制度等に関する一般的な総合支援を行うこととされています。

時間外労働等改善助成金については、働き方改革に係るものですので、説明は省略させていただきます。

次に、最低賃金引き上げに向けた収益力向上セミナー、稼ぐ力応援チームについて説明します。

事業の趣旨としては、最低賃金引き上げの影響が大きい業種である生活衛生業等に対して、最低賃金制度等の周知や収益力の向上に関する講演を行うとともに、専門家による個別相談を実施するもので、昨年度は、公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターが主催するセミナーに講師の依頼がございまして、私が出席し、最低賃金制度等の説明を行っております。今年度は、働き方改革推進支援センターがございまして、そちらが担当することとなっております。

資料では、この後に、時間外労働等改善助成金、時間外労働上限設定コースの助成金支給額のイメージ、同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業をお付けしておりますが、これらは働き方改革に係るものであるため、説明は省略させていただきます。

ただ今説明しました各種助成金、働き方改革推進支援センター、最低賃金引き上げに向けた収益力向上セミナーについては、雇用環境・均等室が、所掌しているところですが、当賃金室においても、最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援施策であることから、引き続き関係部署と連携を密にして、県最低賃金が改正される前はもとより、鹿児島県最低賃金が改正された

以降についても、改正された最低賃金額の周知と併せて、これらの支援策についてもあらゆる機会を通して、周知することとしています。以上でございます。

石塚部会長

どうもありがとうございます。ただ今、事務局の方から、前半は生活保護と最低賃金の比較、そして、後半は中小企業・小規模事業者に対する支援政策に関して説明がありました。

前半の生活保護と最低賃金の比較の方では、生活保護の金額の算定基準ですね、その水準を比較して、本件においては、生活保護を最低賃金が上回っているということの説明でした。

それから後半の中小企業小規模事業者についての支援・施策につきましては、この資料の ですかね。そこの中の最低賃金に係る部分、これについてご説明をしていただいたということになりますが、この説明につきまして、皆さんの方から何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。前半の生活保護の算定方式については、皆さんご承知かと思いますが。後半の部分も支援施策についてはよろしいでしょうか。

それでは、なければよろしいですか。

(質疑・意見なし)

石塚部会長

それでは、2番目の議題に入っていきたいと思います。2番目の議題は鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてということです。このことにつきましては、7月4日の第1回本審で協議済みですけれども、再度、事務局から説明をお願いします。

田代室長補佐

第2回専門部会から第5回専門部会までの開催日時につきましては、第1回本審におきまして、第2回専門部会は8月1日水曜日の午後2時から、第3回専門部会は8月2日木曜日の午前9時から、第4回専門部会は8月3日金曜日の午前9時から、第5回専門部会は8月6日月曜日午後3時から開催させていただくことで、本審の方ではご承認をいただいているところですが、本日は、鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、改めてご提案させていただきまして、この日程でよろしいか、ご了承いただければと思っております。

石塚部会長

ただ今事務局から、第2回専門部会から第5回専門部会までの開催日程について、本日は、第1回の専門部会ということなので、改めて提案がありましたが、第2回専門部会は8月1日の午後2時、第3回専門部会は8月2日の午前9時から、第4回専門部会は8月3日の午前9時から、第5回専門部会は8月6日の午後3時から開催させていただくことで進めてよろしいですか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、異議がありませんでしたので、事務局が提案した日程で、第2回専門部会から第5回

専門部会を開催したいと思います。

次に、議題3の鹿児島県最低賃金の改正審議についてですが、審議に入る前に、本日資料が出ているようですので、事務局より説明をお願いします。

田代室長補佐

それでは、本日お配りしております資料のうち、資料5と資料6について、説明させていただきます。

ちなみに、資料3は7月2日付けの鹿児島県金融経済概況、資料4は6月29日付けの県内景況で、それぞれ最新版でございます。

資料5は、鹿児島県が7月20日に発表した県内企業の春季賃上げ要求・妥結状況の最終集計で、企業79社の妥結状況額は、3,798円、賃上げ率1.68%で、前年に比べると額で326円高いとされております。また、前年と比較可能な61社の平均妥結額、単純平均は、3,495円、賃上げ率1.56%となっております。

資料6は、1枚目が平成21年3月卒業以降の新規学校卒業者の初任給情報、学歴別平均賃金で、男子・女子の性別、学歴別に、鹿児島県と全国を対比したものです。また、2枚目は左側半分が男子、右側が女子と性別に、全国平均との比較、全国の上位と下位の3都道府県の値、九州各県との比較が示されております。

このデータの出所は厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室で、職業安定部から提供されたデータですので、参考にさせていただければと思います。以上でございます。

石塚部会長

ありがとうございました。ただ今のご説明は、資料3と資料4と資料5の鹿児島県の賃上げ要求の妥結状況のデータとそれから、新規学校卒業者の初任給情報、他県との比較も含めてでしたが、今の説明について皆様何かご質問がありますか。

(質問なし)

石塚部会長

よろしいですか。それでは、3番目の議題の鹿児島県最低賃金の改正審議に入ります。本日は第1回目ですので、本年度の鹿児島県最低賃金の改正に当たって、特に、本日申し述べておきたい意見等があれば伺いしたいと思います。よろしいですか。では、労側の方から基本的な考え方についてご説明いただけますか。お願いします。

(労側説明資料を配付)

下町委員

ポイントだけ申し上げます。基本的な考え方ということでございます。1ページ目、1つ目は経済、景気の関係ですね。穏やかな回復が続いているということでございまして、特に2018年度の経済見通し、九州経済研究所ですが、2.0%にしているということで、全国が1.2%ですが、本県においては、それを0.8ポイント上回る見通しとなっているということでございます。西郷どん関係、

それから雇用・所得環境の改善がその基礎になっていて、個人消費の関係も書いてございます。ということがあります。それから日銀の鹿児島支店の関係では2005年以来12年ぶりに、判断を引き上げて、穏やかに回復しているとなっています。

は、業況D Iでございますが、昨年とすると、幾分いいというのではないかという感じがいたします。

有効求人倍率についても、人手不足感が表れるまでに改善をされているということがあります。情勢的には、いい方向に向かってきているということがありますね、ということでございます。

2ページですが、2つ目は最低賃金法の第1条に書いてありますとおり、賃金の低廉な労働者についての改善を図って、賃金の最低額を保障することにより、労働条件についての改善を図って、最低限保障してということで、生活の安定、質的向上、そして、国民経済の健全な発展に寄与することでございますので、そのところをきちんと見るならば、いわゆる引き上げ額ということでの第4表等を使う、引き上げた額だけの調査ではなくて、審議ではなくて、最低賃金のあるべき水準を見た議論をさらに深めていく必要があると認識をしております。

そうした動きの中でいきますと、3番目にありますとおりアメリカでのファイトフォー15ドルという動きもありますし、韓国でも実際に最低賃金の引き上げが図られてきております。日本の最低賃金は世界で見ると、労働の質は高いのに、低い水準にあるということもご承知のとおりでありまして、連合はせめて900円までは引き上げることが必要だとしております。

4つ目は、石川県の経営者協会が実施をされた、昨年、2017年の最低賃金改定に関するアンケートで、そこで囲みの中にありますが、回答をいただいた4社のうち、3社の方が引上げを容認をされているとの回答があるということでございます。

あと5番目は、相対的貧困率の関係ですね。すでにもう御承知のとおりですが、かなり日本は高いところにありますよ、ということがあります。生活が苦しいという世帯の方が多いという状況に今日、日本の社会はあるということでございます。

6番目の経済の自立的成長のためにも最低賃金の大幅な引上げをということでございまして、賃金が上がることで消費に回る、経済が回っていくという考え方をしております。

先ほどありましたが、県の雇用労政課の2018年、今年の賃上げ状況は、3,798円ということになっています。前年を326円上回っていますし、私ども連合鹿児島が頑張っ取り組んでまいりました春季生活闘争では、6月30日時点で、4,029円ということになっておりまして、146円上回ってきております。

それから、ご承知のことですが、現行の地域最賃の737円で行きますと、2,000時間働いても147万円にしかならないと、200万円に届かないという状況にあるということも踏まえていくべきだろうと、私どもが調査をしております都道府県別の生計費の必要最低額は、850円ということになっております。

それから、7番目ですが、先ほど、生活保護費との比較の説明がありましたが、月の労働時間173.8時間としてありますが、これは年間でいけば、この時間になります。日経連の2017年の労働時間調査集計結果によりますと、1,800時間から1,900時間が42%で1番多いということもありまして、それに続く数字は書いてあるとおりですが、労働者の実態に即した月間の労働時間として、年間158時間を用いるべきではないか、ということで記載をしております。

以上、全体としましては、状況は、いい方向にあるし、考え方と議論の素材といいですか、あるべき水準、最低賃金のあるべき水準を基に、さらに議論していくべきであると考えています。直近の情勢を含めて、労側の考え方をお知らせしておきます。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今、労側の方から、お手元の資料に基づいて、かなり詳細なデータに基づいて説明をしていただきました。基本的には、景気の状態が全国的にも改善して、鹿児島県はその中でも、全国の平均値よりも高い水準にある。それから、景気自体も穏やかに回復しているに回復しているという状況だということですが、それから有効求人倍率についても改善していると。そして、2番目が最低賃金のあるべき水準について、議論をしていく必要があるのではないかとということですね。

それから国際的な水準から見ても、日本の最低賃金は、まだ非常に低い水準にあるということ、相対的貧困率は依然として非常に高いという状況であるということ、それから経済の成長については、やはり最低賃金の引き上げが必要なのではないか、ということですね。あと、労働時間の問題はそういったことを勘案して、状況としては、現行の最低賃金は低い水準にあるので、その中で議論をしていきたいというお話でした。

では、どうでしょうか。では、使側の方から説明をしていただけますか。

濱上委員

今、A4の1枚紙をお配りいたしました。景況感につきまして、基本的な考え方ということで、景況感につきましては、書いてございませんが、一般的には、その緩やかな回復があるというように言われておりますが、小企業あるいは零細企業は、非常に、厳しい実態にある、というような数字もあるようでございます。これについては、次回に何らかの形でお示しできればなと思っております。あまねく最低賃金というのは、影響があるわけですので、そこら辺りについては、また、次回説明できればなと思っておりますが、基本的な考え方ということで、今、お示ししてあるとおりでございますし、短いので、読み上げます。

本日、Dランク23円という目安額が示されました。地域別最低賃金は、最低賃金法第9条において、地域における一労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めることとされている。しかし、政府の引上げ方針等を重視した審議によって、目安の合理的な根拠が十分に提示できないまま、これで3年連続して、20円を超えて、超える大幅な引き上げとなった。

政府の引上げ方針への配慮は一定程度必要ではあるが、収益の持続的な改善・拡大や、生産性を伴わない形で最低賃金の大幅な引き上げが継続されれば、最低賃金の影響を受けやすい中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く社員の雇用が失われるだけでなく、事業の継続自体を危うくし、地域経済に悪影響を及ぼしかねない。

最低賃金の引上げに当たっては、企業経営の影響を十分に考慮すべきである。さらに中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施・拡充が不可欠である。これまで様々な施策が実施されてはいるが、先ほども御説明がありましたように、まだ十分な成果が見られておりません。

そういった中で、最低賃金の引上げが先行して実施されてきた感は否めない。繰り返しになりますが、目安額に対する配慮は必要だと考えております。ただ、中小零細企業を取り巻く経営環境、

急激に上昇した影響率、働き方改革を進めるに当たっての負担増への懸念等を十分に踏まえた議論を進めていただきたいというのが使用者側の基本的な見解であります。

以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。使用者側からは、手元の資料にあるように景況感については、一般的にはいいと言われていますが、中小零細企業につきましては、やっぱり非常に苦しい状況であるということ、それから、最低賃金は、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃料支払い能力、これを総合的に勘案して、定めるべきだということであるが、この3年間は、政府の引き上げ方針等々から、20円を超える大幅な引き上げを行っている。そのことが中小零細企業の経営を直撃して、雇用、それから経営に非常に悪影響を及ぼしかねないのではないかと。それから、中小企業零細企業に対する生産性向上の支援や施策、これが最低賃金の引き上げには不可欠だが、それが十分な成果が見られていないという状況を、そういった感覚が否めない。そういった中で、急激に上昇した影響率とか、それから働き方改革を進めるに当たっての負担増、そういったことが現象として起きているわけですが、そういったことを十分踏まえた議論をしていきたい、というのが、使用者側の基本的な見解で、具体的な資料といいますが、もう少し詳しいものが次回出てくるということですが、ということで、今、労側と使側からご意見が出てきましたが、それぞれのご意見に対しまして、それぞれの側から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

岩重委員

労側に対してではなくて、できれば、労働局さんの方に、ちょっと、お願いと言いますか、今、我々としては、専門部会が、今日、第1回がスタートしたわけであるにもかかわらず、昨年からのと思うのですが、もうマスコミの方で、最賃はすでに決定したというような報道が先行して出される、この状況というのは、ある程度もう少し配慮していただかないと何のためのこの会議なのかというのが、本当に、逆に政府側の方で我々使用者側の方にも、要らん抵抗をせずに、目安額を基準にして、そこからのスタートラインだというようなことを、感想を聞くどころではなくて、完全に狼煙として、上げているとしか思えないので、こここのところを中央の方でも、どう議論されているのか分かりませんが、少しは我々の議論に対して、存在を認めていただけないか、勘案していただけないかということをお鹿島の方から少し言っていたよということを是非伝えていただきたいと思います。労働者側から出された資料については、これから精査をしますので、今、申し上げることはございません。

以上です。

石塚部会長

事務局の方からありますか。

田之上労働基準部長

ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見につきましては、また、近々に本省の方に私の方で行く予定があります。我々の方でもマスメディアの報道は見ております。それは、厚生労働省が意図した形での報道を望んでいるというわけでは、絶対にありません。最低賃金法では、皆様

ご存じのとおり、47都道府県におきまして、地域別最低賃金というのがあり、審議会があるということで、早いうちに、こういった形で、いろんな御意見を伺いながら丁寧に審議を進めていきたい、ということで、鹿児島労働局といたしましては、そのように考えております。繰り返しにはなりませんが、今、いただいたご意見につきましては、これからの議論に際しまして、我々も幾分いかななものかとは言うような懸念は、持っているところは、正直なところありますので、当専門部会の方で正式に、使側の方から、このようなご意見があったということにつきましては、確実に鹿児島労働局といたしまして、厚生労働省本省に対しまして、その旨、意見の方は具申をしていきたい、するということをお約束させていただきたいと思っております。

石塚部会長

よろしいでしょうか。

新内委員

今のご意見なのですが、目安が高い時には、使側がそうおっしゃって、低い時には、労側がそう言うんですね。日程の関係で、中賃の目安小委員会が、結論を出した時点で昔からこれをマスコミが報道したことで、その扱いが、たぶん今は少し大きいんだろうなとは思っていますが、特段、本省が、厚労省が、リークをしたとは私たちは思っていません、ということです。これは、例年どおりの報道であろうなと思っています。

石塚部会長

今、お話がありましたように、報道は毎年出ています。ただ、大きくなってきたなという印象があります。その辺のところ、どちらにしてもこの地域別最賃の存在意義というか、それはやはり、こうやって会議を開くわけですから、きちんと主張していく必要があるのかなと思っています。

ほかに、それぞれの側から何かございませんでしょうか。よろしいですか。今日はまだ第1回なので、それぞれの意見、基本的な考え方を主張していただくということになるわけですが、よろしいですか。

喜納委員

今の報道については、労側は、安倍政権が、安倍ノミクスの一環で一番影響力がある経済政策の1つとして出している部分であるということは一応認識しています。政府の政策に乗るわけではありませんが、それだけ重要な案件だと僕らは思っています。今日の個別の労側の考えではありますが、全体的に言えば、前年より比較して、いろんな数字、要素から、去年より引き上げるべき状況になっているというのは、労側の統一した、一貫した考えです。それから人材の不足や、物価の上昇、生産性の向上、鹿児島の経済の向上を含めて、そういう環境にあるということで、今後含めて、色々皆さんと議論できればと思っておりますので、よろしくお願い致します

石塚部会長

どうもありがとうございます。労側からの補足意見というか、経済環境等々については、昨年よりは改善しているという状況の中で、議論をしていきたいということでした。

他に何かありますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、よろしいですか。それでは、本日はそれぞれの側から基本的な考え方を述べてもらうという場ということになります。次回以降、もう少しその議論を進めて、もう少し具体的な議論をしていければと思います。

最終的には、やはり金額を決めていかなければいけないということになりますので、できるだけ具体的な数字というか、それを早めに出していただくとありがたいかなと思っております。ではよろしいでしょうか。

(意見なし)

石塚部会長

では、最後の議題のその他ですが、今後の審議につきまして、何か御意見はございますか。よろしいですか。

岩重委員

あの日程は組まれましたが、できるだけ、議論を迅速に進めて、一日も早い結論を見出されるように皆様方に調整等々も含めてお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます

石塚部会長

迅速には進めたいと思っておりますので、努力はいたします。他に何かありますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは最後に、事務局から連絡事項がございますか。

田代室長補佐

次回の部会の開催日程についてですが、先ほど説明をさせていただきましたが、次回の第2回専門部会は、8月1日水曜日の午後2時から、会場は、この合同庁舎第2会議室になりますので、よろしく申し上げます。以上です。

石塚部会長

ありがとうございます、今回は、同じ会議室でおこなうこととなりますので、よろしく申し上げます。それでは、最後に議事録署名者を指名いたします。労側は新内委員、使側は濱上委員にお願い致します。

それでは、以上で本日の専門部会は閉会したいと思います。ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
